

## ゼロカーボンシティ小樽市ロゴマーク使用基準

### (趣旨)

第1条 この使用基準は、「ゼロカーボンシティ小樽市ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークの目的)

第2条 ロゴマークは、2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ小樽市のシンボルとして、制作物、媒体等において広く使用し、ゼロカーボンシティ小樽市の認知度を高めるほか、その実現に資する取組を推進することを目的とする。

### (コンセプト及び仕様等)

第3条 ロゴマークのデザインコンセプト及び仕様等については、別紙「ゼロカーボンシティ小樽市ロゴマーク仕様書」に掲げるとおりとする。

### (著作権)

第4条 ロゴマークの著作権は、市に帰属する。

### (使用の申請)

第5条 ロゴマークの使用を希望する者(以下「使用者」とする。)は、ゼロカーボンシティ小樽市ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市または市が構成員となっている組織がゼロカーボンシティ小樽市の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (2) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (4) その他市長が申請を要しないと認めた場合

### (承認の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- (1) ゼロカーボンシティ小樽市のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 使用者固有の商標であると誤解を与えるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 第3条に規定する仕様に反する使用のおそれがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 市が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、市長が不適切と認めた場合

### (使用の承認)

第7条 市長は、第5条による申請があった場合において、その内容を審査し、その使用が適当と認められるときは、ゼロカーボンシティ小樽市ロゴマーク使用承認書(様式第2号)により使用者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、第7条の規定により承認を受けた内容（以下「承認内容」という。）を変更する場合には、新たに第5条による申請をしなければならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に規定する仕様を遵守すること。
- (2) 第7条の規定により承認を受けた者は、承認内容の範囲内でのみロゴマークを使用すること。
- (3) ロゴマークの使用に当たっては、市が提供する画像データを使用すること。
- (4) ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしないこと。
- (5) ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。

(使用者の責務)

第10条 第7条の規定による承認は、使用者の事業の推奨や商品等の品質保証を示すものではなく、商品の表示・安全性に関する事項については、各種法令に基づき、使用者が全て責任を負うものとする。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、市は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。

(使用料及び手数料)

第11条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無料とする。

(経費等の負担)

第12条 市は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る製造等の経費または役務を負担しない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、ロゴマークの使用状況等の把握のため、使用者に対して報告を求め、又は市の職員に調査を行わせることができる。

(使用の差止め)

第14条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、市長はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) この使用基準に違反して使用した場合
- (2) 使用者が承認内容を逸脱して使用した場合
- (3) 使用者が法令に違反した場合
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、市長が不適切と認めた場合

附則

この使用基準は令和6年11月29日から施行する。